

「手話言語条例」制定へ

市方針 本年度内を視野に

市会審議から

明石市は18日、聴覚に障害のある人が意思疎通を図りやすい環境の整備などを図る「手話言語条例」を制定する方針を表明した。泉房穂市長は「(聴覚障害に限らず)いろいろな障害のある方を対象にした施策展開が望ましい」と述べ、本年度内の制定を視野に入れ、取り組みを進める。市会6月定例会の本会議で市議の質問に答えた。

同様の条例は鳥取県が昨年10月に全国で初

泉市長は同趣旨の条例の制定に関し「公の責任で行政が取り組むべき重要なテーマ。当事者としてつかり意見交換したい」と述べ、予算計上にも言及した。市は現在、18歳以上の聴覚・言語障害者が公的機関を利用する場合などに手話通訳者や要約筆記者を派遣し、市役所窓口には手話通訳者を配置。今春から、インターネットを通じて119番通報も受け付けている。

(新開真理)